

○法務省令第5号

商業登記法（昭和38年法律第125号）第148条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定及び関係法令の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成27年2月3日

法務大臣 上川陽子

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第1条 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）の一部を次のように改正する

第61条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第2項（第3項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。

6 代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役（登記所に印鑑を提出した者に限る。以下この項において「代表取締役等」という。）の辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役等が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と当該代表取締役等が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

第81条の次に次の1条を加える。

（役員等の氏の記録に関する申出等）

第81条の2 設立の登記、清算人の登記、役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人の就任による変更の登記又は役員若しくは清算人の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた役員又は清算人であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録するよう申し出ることができる。

2 前項の申出をするには、同項の登記の申請書に、次に掲げる事項を記載し、これらを証する書面を添付しなければならない。

- 一 婚姻前の氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
- 二 前号の役員又は清算人の婚姻前の氏

3 第1項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申請に係る登記をするときに、同項の申出に係る前項第二号に掲げる事項を記録するものとする。

4 登記官は、第2項第二号に掲げる事項が記録された役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人の氏の変更の登記の申請があつた場合には、次に掲げるときに限り、その申請により登記簿に氏名を記録すべき役員又は清算人につき、当該事項を記録しないものとする。

- 一 申請人から当該事項の記録を希望しない旨の申出があるとき。
- 二 当該事項と登記簿に記録すべき氏とが同一であるとき。

5 前項第一号の申出をするには、同項の登記の申請書に、第2項第二号に掲げる事項の記録を希望しない役員又は清算人の氏名を記載しなければならない。

第88条の次に次の1条を加える。

（社員等の氏の記録に関する申出等）

第88条の2 設立の登記、清算人の登記、社員の加入による変更の登記、清算人の就任による変更の登記、合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者（以下この条において「職務執行者」という。）の変更（就任による変更を含む。）の登記又は社員、清算人若しくは職務執行者の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻によって氏を改めた社員、清算人又は職務執行者であって、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録するよう申し出ることができる。

2 第81条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第81条の2第2項各号、第4項及び第5項中「役員又は清算人」とあり、並びに同条第4項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあるのは、「社員、清算人又は職務執行者」と読み替えるものとする。

第92条中「第61条第5項」を「第61条第7項」に改め、「「業務を執行する社員」と」の下に「、第88条の2第1項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第2項中「社員、」とあるのは「業務を執行する社員、」と」を加える。

第103条に次の1項を加える。

3 第101条第1項第一号の規定により登記の申請をする場合において、申請人等が、前条第2項の添付書面情報として、第61条第5項の就任を承諾したことを証する書面に代わるべき情報であって当該就任を承諾した者が第33条の4に定める措置を講じたものを送信し、併せて、前条第5項第二号の規定により同条第3項第二号又は第三号に掲げる電子証明書を送信したときは、当該申請については、当該就任を承諾した者についての第61条第5項の規定は適用しない。

(各種法人等登記規則の一部改正)

第2条 各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第61条第1項及び第4項」を「第61条第1項、第4項及び第6項」に、「第80条、第81条」を「第80条から第81条の2まで」に改める。

(特定目的会社登記規則の一部改正)

第3条 特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）の一部を次のように改正する。第3条中「第4項まで」を「第6項まで」に、「第80条、第81条」を「第80条から第81条の2まで」に改める。

(投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正)

第4条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第80条、第81条」を「第80条から第81条の2まで」に改める。

(投資法人登記規則の一部改正)

第5条 投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4項まで」を「第6項まで」に、「第80条、第81条」を「第80条から第81条の2まで」に改める。

(限定責任信託登記規則の一部改正)

第6条 限定責任信託登記規則（平成19年法務省令第46号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第5項を除く。）」の下に「、第81条の2」を加え、「「終了」と」の下に「、同規則第81条の2第1項中「設立」とあるのは「限定責任信託の定め」と、「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。））」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第1項（見出しを含む。）、第2項各号及び第5項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と、「役員」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人」と、同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあり、及び「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」とを加える。

(一般社団法人等登記規則の一部改正)

第7条 一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4項まで」を「第6項まで」に改め、「第81条」の下に「、第81条の2」を加え、「評議員及び会計監査人」との下に「、同規則第61条第5項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」とを加え、「「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第307条第2項」と」の下に「、同規則第81条の2第1項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成27年2月27日から施行する。
(添付書面に関する経過措置)
- 2 この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則(以下「新省令」という。)第61条第5項又は第6項(これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(取締役等の氏の記録の申出等に関する経過措置)
- 3 会社の代表者であって登記所に印鑑を提出した者は、この省令の施行の日から起算して6月以内は、新省令第81条の2第1項又は第88条の2第1項(これを準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に登記されている株式会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人若しくは清算人又は持分会社の社員(持分会社を代表する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)若しくは清算人(清算持分会社を代表する清算人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)について、いつでも、新省令第81条の2第2項各号に掲げる事項を記載した書面を提出して、登記記録に同項第二号に掲げる事項を記録するよう申し出ることができる。この書面には、登記所に提出した印鑑を押印し、同項各号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。
- 4 前項の規定は、会社を除くその他の法人の役員等であってこの省令の施行の際現に登記されているものについて準用する。
- 5 第3項の規定は、この省令の施行の際現に登記されている投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定する有限責任事業組合の組合員若しくは清算人(組合員又は清算人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)について準用する。